

「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を
改正する告示案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和7年1月14日から令和7年2月13日まで、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示案」に関する意見の募集を行いましたところ、4件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。

おって、この意見募集に係る告示案は、頂いた御意見等を踏まえて、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示」として、令和7年3月21日（金）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

| | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | <p>1 設立の際の同時申出は公証人が発行する申告受理及び認証証明書が設立登記時に極めて直近で発行されるのが常であることから、他の登記申請の同時申出と異なり同時申出を認める実益が全く無いと思われるため制度導入は反対である。それでも導入するのであれば導入する実益、合理的な理由をお示しください。</p> <p>2 他の登記オンライン申請との同時申出の制度導入は賛成する。</p> <p>3 設立、他の登記双方の同時申出の際の申出書情報は登記申請の申請情報に別の欄を設けて行うのか、それとも申出書情報は別の申請情報として作成し登記申請情報と同時申請の形で行うのか告示案では不明であるため同時申出とオンライン申請のやり方についての詳細は通達で示されるという理解でよろしいか。</p> <p>4 登記との同時申請のため司法書士による代理申出が多くなると考えられるが、第5条の代理権限証明書に記載すべき委任条項を登記申請の代理権限証明情報に記載し登記と申出の双方代理権限を証する書面1通として兼ねることは可能という理解で良いか。</p> <p>5 添付書面情報は作成者が商業登記規則第33の4に定める措置をとることになっているが添付書面には作成者が官公署や公証人が想定されているものがあるが、これらにまでこの措置を求めるという理解で良いのか。求めるのであればこれらを除外しても良いのではないか。</p> | <p>1 について、改正案第12条は、株式会社の設立の登記申請と本申出が同時にされた場合の取扱いを明確にするものであることから、原案を維持します。</p> <p>3 及び4 については、法務省ホームページにおいて取扱いをお示しするなど留意します。</p> <p>5 については、オンラインによる申出の際に送信する添付書面情報には、改正案第13条第3項の規定により商業登記規則第33条の4に規定する措置を講ずることとしており、官庁が作成する添付書面情報についてこれを除外する理由はありません。</p> |
| 2 | <p>オンライン申請と同時に申出を行う場合に商業登記規則61条2項、3項のいわゆる株主リストの提出が必要な登記手続きの場合、株主リストの一部または全部の代用として同時申出の際の実質的支配者情報一覧を利用できないか。本改正の直接的な事柄ではないが登記と同時に行い、また株主リスト記載の情報よりも詳しい情報とエビデンスを提出するので本改正を行うのであれば検討いただくことがユーザーフレンドリーだと思う。</p> | <p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 3 | <p>本改正は、設立の登記の申請と同時に実質的支配者情報一覧の保管等の申出をする場合の取扱いの明確化及びオンラインによる登記の申請と同時にする場合のオンラインによる実質的支配者情報一覧の保管等の申出を可能とする特別を新たに規定するものであり、いわゆる「実質的支配者リスト制度」の普及促進につながるものであると思われる。マナーロンダリング防止等の観点から、国際的に株式会社の実質的支配者を明らかにする要請が高まっており、当該要請に応える本改正に基本的に賛成する。</p> <p>本改正をより効果的なものにするために、以下の2点について要望する。</p> <p>① 添付書面の別送の可否の明確化</p> <p>本改正による改正後の商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則第13条3項によればオンラインによる実質的支配者情報一覧の保管等の申出を行った場合、添付書面情報を「送信することができる」と定められており、オンラインで保管等の申出を行いつつ、添付書面については書面を別送する方式が許容されているように読み取れる。電子証明書を取得していない株式会社が少なくないことを踏まえると、添付書面の別送を認めた方が普及につながると考えられるため制度広報において明確にすべきである。</p> <p>② 添付書面への「株主リスト」の追加</p> <p>本改正に直接関わるものではないが、実質的支配者情報一覧の保管等の申出には株主名簿の写し等の株主の内容が分かる書面を添付することが求められている。本改正においてオンラインによる登記の申請と同時にする場合のオンラインによる実質的支配者情報一覧の保管等の申出を認めるのであれば、登記申請のために作成している株主リストを添付書面として認めれば、申出が簡便になり普及につながると考えられる。</p> | <p>①については、オンラインによる申出の際の添付書面の取扱いが明確となるよう留意します。</p> <p>②については、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 4 | <p>第1 株式会社の設立の登記の申請と同時にする申出の特則（第12条）について 本改正案に賛成すると共に、次の意見を申し述べる。 マネー・ローンダリング等犯罪を企図とした法人の悪用を防止し、取引の安全と円滑に資する、登記所が関与する実質的支配者情報一覧の保管等に係る制度（以下「本制度」という。）は、法人の透明性向上に貢献する点では一定の評価ができる点、本制度の普及は急務であるが、それには利用者目線に立った利便性の向上等が必要不可欠である。</p> <p>第2 電子情報処理組織による登記の申請と同時にする申出の特則（第13条）について 本改正案に賛成すると共に、次の意見を申し述べる。 将来的には、登記の申請の時期とは関係なく、いつでもオンラインによるBOリストの保管等の申出を行えるようにすべきである。</p> <p>第3 その他 昨今のマネー・ローンダリング等の対策に関する国際的な動向などの社会情勢を鑑みると、法人の実質的支配者に関する情報を正確かつ継続的に把握し、法人の透明性を向上させ、法人の悪用を防止する必要性が一段と高まっている。 本制度は、公的機関が法人の実質的支配者を把握する制度として一定の評価ができるものの、現状では実用性に優れているとは言い難い。 そこで、以下のような取組みをすることにより、本制度の一層の普及が図られるものと思料する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 オンライン申出の拡充 常時オンラインによるBOリストの保管等（再交付）の申出を可能とする。 2 多言語での対応 国境を越えた取引が活発化する中、BOリストの外国語表記を認めることで、外国企業からの利用を促進させ、我が国の国際競争力の強化に資する。 3 制度の信用性向上 BOリストの正確性・継続性を構築する制度を確立したうえで、本制度を利用する企業に対する認証制度を導入する。 | <p>第1については、本改正案に賛成する御意見として承ります。 その他の御意見については、今後のニーズや施行状況等を踏まえて、検討することとします。</p> |
|---|--|---|